

令和7年度東京地方最低賃金審議会 第5回専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年8月6日（水） 午後1時54分から午後8時41分
- 2 場 所 東京労働局九段第三合同庁舎13階 賃金相談室
- 3 出席状況 公益代表委員2名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

4 議 題

- (1) 金額審議
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労使各側の意見については、

労働者側委員から

- ・ 前回の専門部会と同じく、最低賃金の金額については、7.07%の最賃引上げを主張する。
- ・ 最低賃金の発効日については、労働者側としては強くこだわっている。しかしながら、3要素の一つである支払能力という観点との関係では、最低賃金の発効日は、重要であると受け止めているし、また、年収の壁の問題で、就業調整が行われるなど、企業が影響を受けていることも理解していることから協議の必要性も感じている。しかしながら、本年において、その結論を出すことは困難と考える。なお、10月に発効することに対して、企業にどれくらいの負担及び影響があるかについては、今後も継続的に検証していくべきだと思う。

との主張がなされた。

使用者側委員から

- ・ 賃上げ状況については各種資料から2%台から4%台となっており、物価上昇についても帰属家賃を除く総合指数で6月までの9ヶ月の平均で3.4%である。このようなデータを基に、最低賃金の金額審議を行いたい。
- ・ 最低賃金の上昇幅が5%を超える水準で議論が進んでいくのであれば、企業には賃金原資の確保等の一定の準備期間を必要とすることから、発効日については強く主張したい。
- ・ 年収の総額を意識して、時給が上がれば労働時間を減らす人たちが相当数おり、年末にむけて人手不足が生じることが企業の懸念であり、最低賃金の発効日のあり方についても重要な審議事項である。

との主張がなされた。

- (2) 次回、第6回専門部会は、8月7日午前10時00分から開催することとされた。